

仮訳

外国貿易局告示

件名 2021 年 塩の輸入者の登録、報告及び検査

商務省告示、件名「2021 年 タイ王国へ輸入する塩に関する証明書の用意、及び施策の順守義務を課す商品とする規定」の公布に伴い、またタイ王国内への塩の輸入を施策に従い秩序立てて行うために、塩の輸入者の登録、報告及び検査における基準、方法及び条件を規定することが適切であるため、商務省告示、件名「2021 年タイ王国内へ輸入する塩に関する証明書の用意、及び施策の順守義務を課す商品とする規定」の第 5 条の権限に基づき、外国貿易局長が以下の通り告示する。

第 1 条 塩の輸入者として登録を申請する者は、以下の資格を有すること。

(1) 塩の取引を事業目的とする法人、又は事業発展局に商業登録した個人、又は事業発展局からの受任機関であること。

(2) 塩の輸入者の登録申請書で届け出た通り、製造する塩又は国内で購入する塩と区別した、輸入する塩のための適切な保管場所を有すること。また、輸入する塩の保管場所を変更する場合は、保管場所の変更日から 15 日以内に外国貿易局に届出ること。

(3) 塩の輸入者として登録したことがある輸入者の場合は、第 6 条に基づき毎月塩の保有について報告すること。ただし、登録申請書を提出する年の 1 月 1 日から過去 3 年を超えて遡る期間、塩の輸入者でなくなっている場合を除く。

第 2 条 塩の輸入者として登録を申請する者は、本告示末尾のコーロー.1 書式による申請書を提出すると共に、以下の審査用の証拠書類を提示すること。

(1) 事業発展局が発行した法人登記証明書の原本及びコピー、及び第 1 条の(1)に記す事業目的、又は所管機関が発行若しくは証明する商業登記書のコピー。なお、登録申請書提出日の過去 3 ヶ月以内に発行されたものであること。

外国貿易局が、データを活用するために他の機関と電子データベースを接続する場合、

(注 1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はおお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注 2) 原典については、下記に掲載されています。

<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/19321/19321>

又は第 1 段落で定める証拠書類の項目に関する電子データベースを保有する場合は、外国貿易局が登録申請者に上記の証拠書類の提出義務を免除することがある。

(2) 輸入する塩の保管場所を示す地図、及び当該場所を所有している、又は当該場所の使用権を有することを示す証拠

(3) 係官又は外国貿易局からの受任者が塩の検査のために塩の保管場所に立入ることを認める本告示末尾のコーロー.2 書式による承諾書

(4) 法人の代表権限者又は商業登記人の国民身分証明証、又は外国人の場合はパスポート

第 3 条 塩の輸入者として登録を申請する者は、以下の通り手続きすること。

(1) ユーザーネーム及び商品輸出入者 ID カードを申請するために、外国貿易局外国貿易サービス事務所又は外国貿易局からの受任機関で事業者登録システム(Registration Database)における登録を行う。

(2) 電子システムにより塩の輸入者の登録申請書を手し、入力して、塩の輸入者の登録申請書に第 2 条に記す証拠書類を添えて、外国貿易局外国貿易サービス事務所又は外国貿易局からの受任機関に提出する。

第 4 条 外国貿易局が、第 1 条及び第 2 条に基づく有資格者及び正確かつ完全な証拠書類の提出者のみに対して、登録受理の審査を行う。登録の有効期間は 1 年とするが、毎年 12 月 31 日を満了日とする。(訳注：初回登録の有効期間は登録日からその年の 12 月 31 日まで、それ以降は更新による登録。) なお、外国貿易局が登録受理結果を関税局及び登録申請者に通知する。

第 5 条 塩の輸入者として登録した者が登録の更新を望む場合は、電子システムを通じてコーロー.1 書式により塩の輸入者の登録更新申請書を手し、入力して、登録の有効期限が切れる年の 11 月 15 日から 12 月 15 日までに、申請書に第 2 条に記す証拠書類を添えて、外国貿易局外国貿易サービス事務所又は外国貿易局からの受任機関に提出すること。

所定の期間内に登録更新申請書を提出しなかった者が塩の輸入者になることを望む場合は、改めて登録を申請すること。

第 6 条 塩の輸入者として登録した者は、毎月末を締め日として、本告示末尾のコーロー.3 書式により輸入、保有及び使用目的を毎月報告すること。なお、報告は翌月の 15 日までに、外国貿易局一般貿易管理部まで直接提出、郵送、FAX 送信、又は電子メール送信のいずれかの方法で行うこと。

輸入、保有及び使用目的を便利かつ迅速に報告できるように、外国貿易局長が上記の詳細を届け出る他の方法を定めることができる。

第 7 条 塩の輸入者として登録した者は、係官又は外国貿易局からの受任者が塩の保有を検査するために塩の保管場所に立入る際に便宜を図ると共に、関連の証拠書類を用意すること。

第 8 条 塩の輸入者として登録した者が本告示に基づく基準、方法及び条件を順守しない場合、外国貿易局が登録者に対して以下の処置を取る。

(1) 以下の場合は、塩の輸入者としての登録を一時停止する。

(a) 第 6 条に基づく輸入、保有及び使用目的を 3 ヶ月連続で正確かつ完全に報告しない。ただし、登録者が正確かつ完全に報告し終えれば登録の一時停止を解除する。

(b) 第 7 条に基づく係官又は外国貿易局からの受任者による輸入塩の検査の結果、輸入した塩の保管場所が、正当な理由なく届出済みの場所と一致しないことが判明する。ただし、登録者が輸入した塩を届出済みの保管場所と一致する場所に保管するか、又は輸入した塩の保管場所を適切に変更し終えれば登録の一時停止を解除する。

(2) 以下の場合は、塩の輸入者の登録を更新しない。

(a) (1)項に基づき塩の輸入者の登録が一時停止された状態にある。

(b) 登録者が第 6 条に基づき輸入、保有及び使用目的を正確かつ完全に報告しない。

なお、外国貿易局は輸入者が塩の輸入者の登録の一時停止を解除された場合、又は(b)項に基づき正確かつ完全に報告し終えた場合に、塩の輸入者の登録更新を審査する。

本告示を 2021 年 9 月 4 日より施行する。

2021 年 7 月 12 日告示

(キーラティ・ラチャノー)
外国貿易局長

塩の輸入者の登録/登録更新申請書

記入場所.....

.....日.....月、仏暦.....年

宛名 外国貿易局長様

1. 会社/パートナーシップ/商店(タイ語).....

(英語).....

登記番号..... 登記年月日.....

事務所所在地.....番地、ムー.....、小路/ソイ.....

.....通り.....町/地区.....

.....郡/区..... 県、郵便番号.....

TEL..... FAX.....

E-mail address.....

仏暦.....年の塩の輸入者の 登録申請 登録更新申請

2. 会社/パートナーシップ/商店.....を拘束する署名権限者

2.1 (名-姓)Mr./Mrs./Miss..... 国籍.....

年齢.....歳、自宅住所.....番地、ムー.....小路/ソイ.....

.....通り.....町/地区..... 郡/区.....

..... 県、郵便番号..... TEL.....

FAX..... E-mail address.....

国民身分証明証/パスポート番号.....

有効期限日..... 交付場所..... 郡/区..... 県.....

2.2 (名-姓)Mr./Mrs./Miss..... 国籍.....

年齢.....歳、自宅住所.....番地、ムー.....小路/ソイ.....

.....通り.....町/地区..... 郡/区.....

..... 県、郵便番号..... TEL.....

FAX..... E-mail address.....

国民身分証明証/パスポート番号.....

有効期限日..... 交付場所..... 郡/区..... 県.....

2.3 (名-姓)Mr./Mrs./Miss.....国籍.....
年齢.....歳、自宅住所.....番地、ムー.....小路/ソイ.....
.....通り.....町/地区.....郡/区.....
.....県、郵便番号.....TEL.....
FAX.....E-mail address.....
国民身分証明証/パスポート番号.....
有効期限日.....交付場所.....郡/区.....県

3. 塩の保管場所.....箇所は下記の通り

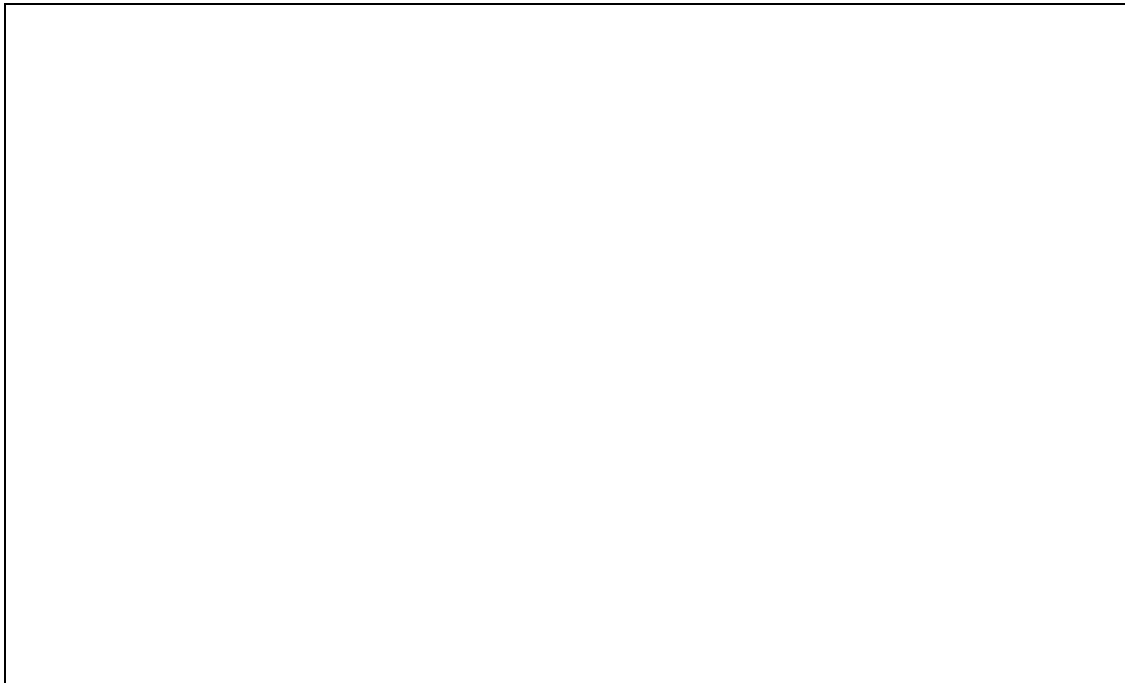
3.1番目の輸入塩の保管場所 登録/登録更新申請者の立場

所有者 賃借人 その他(記入).....

所在地.....番地、ムー.....、小路/ソイ.....
.....通り.....町/地区.....
.....郡/区.....県、郵便番号.....

TEL.....FAX.....

3.2番目の塩の保管場所の所在を示す概略地図



備考：塩の保管場所が複数ある場合は、コーロー.1 書式(3 項の詳細)及びコーロー.2 書式を追加作成して添付すること。

3.3 上記の場所での塩の立入検査における調整担当者

3.3.1 (名-姓)Mr./Mrs./Miss
 国民身分証明書/パスポート番号.....
 国籍..... 年齢..... 歳、自宅住所..... 番地、ムー.....
 小路/ソイ.....、..... 通り
 町/地区..... 郡/区
 県、郵便番号..... TEL.....
 FAX..... E-mail address.....

3.3.2 (名-姓)Mr./Mrs./Miss
 国民身分証明書/パスポート番号.....
 国籍..... 年齢..... 歳、自宅住所..... 番地、ムー.....
 小路/ソイ.....、..... 通り
 町/地区..... 郡/区
 県、郵便番号..... TEL.....
 FAX..... E-mail address.....

私は、塩の輸入者の登録/登録更新を申請すると共に、商務省告示、件名「塩をタイ王国内への輸入における証明書の用意、及び体系的施策の順守義務を課す商品とする規定 2021 年」及び外国貿易局告示、件名「塩の輸入者の登録、塩の報告及び検査 2021 年」を順守することを保証します。なお、上記内容があらゆる点で正確であり、事実であることを保証します。

(署名)..... (署名).....
 (.....) (.....)
 署名権限者 署名権限者

(署名)..... 法人印の押印(もしあれば)
 (.....)
 署名権限者

登録/登録更新申請書の付属書類

() 事業目的が記された事業発展局が発行する法人登記証明書の原本又はコピー/所管機関が発行又は証明する商業登記書のコピー。塩の輸入者の登録/登録更新申請日の過去 3 ヶ月以内に発行されたもの

() 法人/商業登記人の代表権限者の国民身分証明証/(外国人の場合は)パスポート

() 塩及び塩の保管場所の立入検査の承諾書(コーロー.2 書式)

() その他(記入).....

書類の検査

() 正確かつ完全である

登録/登録更新の許可が妥当 登録番号.....発行日.....

署名.....書類検査官

肩書.....

日付.....

() 不正確/不完全である

登録/登録更新申請者に以下の通り修正・追加するよう通知することが妥当

.....
.....
.....

署名.....書類検査官

肩書.....

日付.....

塩及び塩の保管場所の立入検査の承諾書

記入場所.....

.....日.....月、仏暦.....年

1. 私、Mr./Mrs./Miss.....
は、会社/パートナーシップ/商店.....の代表権限者として、
商務省告示、件名「塩をタイ王国内への輸入における証明書用の用意、及び体系的施策の順
守義務を課す商品とする規定 2021 年」及び外国貿易局告示、件名「塩の輸入者の登録、塩
の報告及び検査 2021 年」をよく承知した上で、外国貿易局に提出済みの塩の輸入者の登録
/登録更新申請書に記した第.....番目の、所在地.....番地、ムー.....
小路/ソイ.....、.....通り.....町/地区
.....郡/区.....県、郵便番号.....
の塩の保管場所における、係官又は外国貿易局からの受任者による輸入塩の立入検査を私
が承諾する証拠として本書を作成する。

2. 私、Mr./Mrs./Miss.....
会社/パートナーシップ/商店.....の代表権限者は、
塩の保管場所の 所有者 占有権者として、私の施設に保管する会社/パートナ
ーシップ/商店.....の輸入塩の保管場所への係官又は外国貿
易局からの受任者による立入を私が承諾する証拠として本書を作成する。

承諾を示す証拠とするために、私は立会人の前で署名する。

(署名).....登録/登録更新申請者
(.....)

(署名).....塩の保管場所の所有者/占有権者
(.....)

(署名).....立会人
(.....)

(署名).....立会人
(.....)

.....月の塩の輸入報告書
 会社/パートナーシップ/商店..... 輸入者登録番号..... TEL.....
 報告日.....
 塩の保管場所 合計..... 箇所
 第..... セット(..... ページ/全..... ページ)

塩の保管場所.....

No.	輸入申告書番号	輸入年月日	関税表	商品原産国	輸入税関	輸入申告書による量(トン)	受取人(名前-住所)	使用目的 *	量(トン)	残量(トン)

上記内容があらゆる点で正確かつ事実であることを保証します。

署名..... 報告者
 (.....)
 法人印(もしあれば)

- 備考 * 1. 使用目的の例、消費用、食品産業用、薬品産業用、(記入してください).....産業用など
 2. 塩の保管場所を追加/変更する場合は、事前に外国貿易局に届出ること。
 3. 保管場所又は商品の品目が報告書式に収まらないほど多い場合は、報告書式を追加してプリントアウトし、添付して報告すること。
 4. 報告書の送付先 外国貿易局一般貿易管理部、11000 ノンタブリー県ムアン郡バーンクラソー町ノンタブリー通り 563 番地 / TEL 02-5474802
 又は 02-5475122 / 電子メール dftagrigrp1@gmail.com
 5. 毎月の報告書を翌月の 15 日までに送付すること。